

# 生活保護法における介護扶助の給付について（案）

## ◆ 総合事業のサービス利用に伴う要(被)保護者の介護扶助申請に必要な届出書類について

1. 被保険者【1号被保険者及び2号被保険者】
  - ①保護(変更)申請書  
申請書の添付書類  
・被保険者証(写しを取ります)認定申請中の場合はそれに代わるもの  
・介護予防ケアマネジメントに基づくプラン又は介護予防ケアマネジメントの内容がわかるものの写し
  - ②様式第2号「同意書」
  - ③様式3号「同意書」の写し(原本は地域包括支援センターが保管)
2. 被保険者でない者【みなし2号】
  - ①保護(変更)申請書  
※プラン等の写しは申請要件ではありませんが、保護(介護扶助)の決定に際し必要となります。(後日決定の際の書類として提出して下さい。)
  - ②様式第2号「同意書」
  - ③様式3号「同意書」の写し(原本は地域包括支援センターが保管)
  - ④居

生活保護法における介護扶助の給付方法につきましては当初、原案(本ページ掲載分)どおりに説明させていただいておりました。しかし、関係部署との協議及びサービス提供者からのご意見等を参考とさせていただき、次のページのとおりの方法をさせていただきます。

生活福祉室

《代理納付により、サービス提供者(市民ボランティア等)に直接支給します》

サービス提供者(市民ボランティア等)の皆さまには、福祉事務所宛てに個人の利用実績と請求書をご提出いただき、福祉事務所より事業者指定口座へ受給者の利用者負担額をまとめて代理納付します。

①



訪問型助け合い・通所型つどいサービスの担い手(市民ボランティア等)

③



請求時に受給者の利用実績と請求書を各福祉事務所ごとにまとめて提出して下さい。

②



審査終了後、事業者様の指定口座へ振り込みます。

※「請求書」並びに「個人の利用実績」の様式については、各福祉事務所指定のものに記載願います。請求時期及び指定様式については、検討中のため確定次第ご提示させていただきます。

問合せ先：東大阪市福祉部生活福祉室  
TEL：06-4309-3182

# 生活保護法における介護扶助の給付について

## ◆ 総合事業のサービス利用に際し、被保護者の介護扶助申請に必要な届出書類について

1. 被保険者【1号被保険者及び2号被保険者】
  - ①保護（変更）申請書  
（申請書の添付書類）
    - ・被保険者証（写しを取ります）認定申請中の場合はそれに代わるもの
    - ・介護予防ケアマネジメントに基づくプランまたは介護予防ケアマネジメントの内容がわかるものの写し
  - ②様式第2号「同意書」
  - ③様式3号「同意書」の写し（原本は地域包括支援センターが保管）
2. 被保険者でない者【みなし2号】
  - ①保護（変更）申請書
    - ※プラン等の写しは申請要件ではありませんが、保護（介護扶助）の決定に際し必要となります。（後日決定の際の書類として提出してください。）
  - ②様式第2号「同意書」
  - ③様式3号「同意書」の写し（原本は地域包括支援センターが保管）
  - ④居宅（介護予防）介護サービス計画の事業所選択届

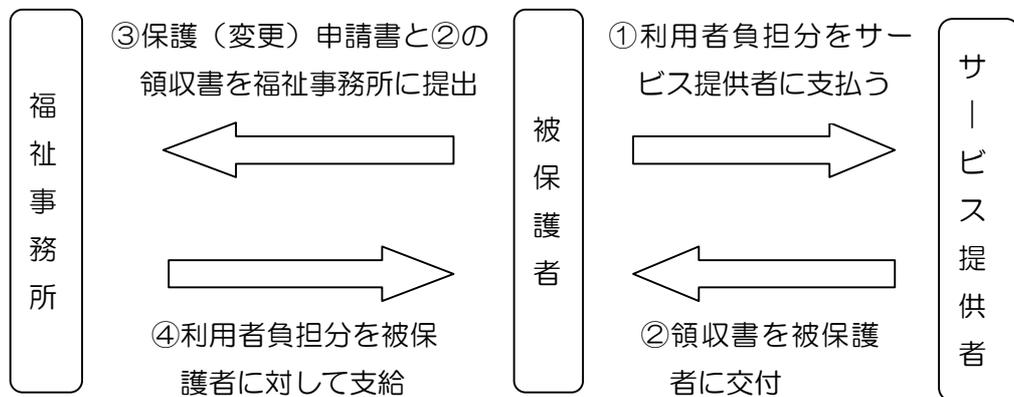
## ◆ 指定事業者から提供される介護予防・生活支援サービスについて

プラン等に記載されている指定介護機関に対し、介護券を交付します。介護券が届きましたら介護給付費明細書へ転記し、国保連へ請求を行ってください。  
 なお、プラン等は利用するサービスに変更が生じた場合、あらためて提出してください。

## ◆ 東大阪市での訪問型助け合いサービス、通所型つどいサービスの対応について

被保護者への訪問型助け合いサービス、通所型つどいサービスにかかる利用者負担分の支給については、被保護者がサービス提供者に利用者負担分を支払った後、被保護者からの申請に基づき福祉事務所から被保護者に対して利用者負担分を支給します。

<償還払いイメージ図>



問い合わせ先：東大阪市福祉部生活福祉室  
 TEL：06-4309-3182